

◆訪問介護：転倒し寝たきり、と自治体提訴 高松地裁

訪問介護サービスを受けた香川県内の70歳代の女性が、自宅でヘルパーと共に転倒して足の骨を折って寝たきりの状態になったとして、派遣元の自治体に慰謝料など約1160万円の損害賠償を求める訴訟を、高松地裁に起こしていたことが分かった。介護事故については、国などへの報告義務はなく、「全国の実態は不明」（厚生労働省）。責任の所在がはっきりせず、事後にヘルパーが無償で介護するなどしてうやむやになるケースも多く、訴訟になるのは極めて珍しいという。

訴状によると、女性は自分で歩けないため自治体が派遣するヘルパーの訪問介護サービスを受けていた。03年3月、ヘルパーに抱えられ自宅のトイレから3〜4メートル離れた居間へ移動中、敷居につまずいたヘルパーに巻き込まれて転倒。

女性は入院し、右太もも骨折と診断されたが、リウマチなどの持病で手術に耐えられないとして手術しなかった。その後、骨が変形して接合したため座れなくなり、寝たきりの状態になった。

女性側によると、それまで女性は座ることはでき、夫と車で外出することなども可能だったが、事故後、女性の介護保険制度の要介護度は3から5に悪化。一人で食事ができなくなるなど、生活に格差が生じた。

「ヘルパーは敷居などの段差がある場所での介護移動では細心の注意を払う義務があった」などと主張している。一方、自治体側は「訴状を見た上で今後の対応をしたい」としている。

TITLE:訪問介護：転倒し寝たきり、と自治体提訴 高松地裁- 今日の話題：

MSN 毎日インタラクティブ

DATE:2006/03/22 23:43

URL:<http://www.mainichi-msn.co.jp/today/news/20060322k0000e040068000c.html>

参考キーワード：

過失、予見義務、注意義務、国家賠償法、公権力の行使、因果関係

参考資料： 判例タイムズ No.742 (1991.1.15)、88-94 頁